

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 平成31年1月28日（月）
開会 午後3時35分
閉会 午後4時50分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 （委員長）堀 巖、（副委員長）木村冬樹
（委 員）鈴木麻住、鬼頭博和、関戸郁文
黒川武議長、大野慎治副議長、櫻井議員、伊藤議員
- 5 欠席委員 欠席無し
- 6 説明員 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤顕
- 7 委員長あいさつ
- 8 議長あいさつ
- 9 協議事項

（1）申入れについて

堀委員長：前回の議運で申入書を再度提出するという確認をした。その際の資料を添付した。前回から申入れの件で進展があれば議長から報告願いたい。

黒川議長：1月18日午後に副市長とこの件について協議した。副市長からも議事運営中の休憩をお願いしにくくなる懸念の表明もあった。その点の配慮等の依頼もあり、今後に向けて、お互いに円滑な議事運営に努めることを確認したいとのことであった。議会運営委員会にて諮り、申入れを調整するという事に留めている。委員会から意見をいただきたい。

関戸委員：再度、文書として提出するのか。

堀委員長：そのとおりである。

黒川議長：前回提出した文書の差替えでもなく撤回ではない。後に出す文書が有効性を持つ。

関戸委員：市長からの質問書には回答を出さないのか。

堀委員長：回答はしない。

黒川議長：回答を求める内容ではなく提出しない。資料の下段の文書で持って提出したい。

関戸委員：先回は一度話し合うべきという認識であった。執行機関とも調整済みか。

黒川議長：そう取っていただいて構わない。

関戸委員：一度会派に持ち帰らせてほしい。すぐに回答する。本日で良いか。

堀委員長：本日中でお願いします。

（２）その他

（住民訴訟について）

堀委員長：資料によると事業者から市へ 199,500 円が振り込まれた経過、これは現在係争中である住民訴訟の案件である。

黒川議長：住民訴訟の件は執行機関から報告を受けてきた。訴訟の途上であるとして詳細な説明を受けていない。

（休憩）

堀委員長：質疑や情報共有すべきことはあるか。

黒川議長：住民訴訟については執行機関から詳細な報告を受けているわけではない。執行機関は収束を図りたいという意図を感じられる。しかし 1 2 月の全員協議会では、この件の報告は無かった。議長としては残念に思う。裁判の途中ではあるが、こうした形で収束を図るというのであれば、議会へ相談すべき事案ではないかと考える。2 月の全員協議会で一連の流れ、動き、なぜ 1 2 月の暮れに返還金を受領したのか、今後の訴訟についてどのように考えているのか、その中で報告を求めていると考えている。

鈴木委員：係争中であるが、裁判の結果を受けて行政に問い質すことは必要と考える。

堀委員長：前年度の監査委員としては返還すべきと報告した。しかし市は間違っていないから返還を求めないが、2 件は返還を求めると判断した。残りの 199,500 円が返還されたということは裁判を終結させるための馴れ合いに過ぎないと考える。

鈴木委員：返還の経緯などの報告は受けていない。次回の全員協議会で説明を受けて、その結果、議会としてどう追及するか、報告を受けないとわからない。

堀委員長：報告を受けるということは議長に申し入れていただくが、なぜ 1 月の全員協議会で報告が無かったのか。これは議会軽視と考える。私自身は監査委員として、この問題に取り組んできた。報告があつて然るべきと考える。

木村副委員長：資料提供者と同様に疑問に思う。市は返還の必要が無いとしたものをなぜ受領しているのか。問い質す必要があると考える。

傍聴者：この返還金というルールは、市として持ち合わせているのか。元職員の黒川議長や堀委員長はどのように考えるか。これは 5 年前の案件である。税金ならば遅延損害金、金利が発生する。この返還金は無金利。市

が間違えたのであれば金利は発生しないと考える。申出により返還金を受けた、仮に市の口座に勝手にお金を振り込めば受領するのか。少し前に生産緑地の税金を多く課税していた件で、仮に 500 万円多く税金を課していたならば、市が責任持って、過去に遡って負担する部分が出てくる中で、簡単に返還というが、金利は公金ではないか。市が 5 年前に支払ったものを、簡単に返還できるものではない。摘要欄の返還金は市が打ち込んでいるはずだが、なぜできるのか疑問で委員会にお尋ねしたい。市は、12月18日に事業者からの申出を受け、その後の決裁行為を経て、同月26日に返還金を受領している。このような構図はあり得るのか。堀委員長にお尋ねする。補助金の返還金という項目はあるのか。

堀委員長：雑入で受けているので、寄附と同じような取扱い。このような名称にするしか、ほか無かったと考える。項目が正しいかどうかは別にして。

傍聴者：岩倉市へ間違って振り込んだら、10年後に金利を付けて返してくれるのかという例。また、監査事務局へ確認したが、この件の報告は受けていないということであった。

堀委員長：執行機関も弁護士と相談して、この案件を収束に向かわせたことは容易にわかる。これを議運としてどのように決するかを判断する場ではないので、議員個々にどう行動するか判断いただきたい。

（関戸議員の寄附行為に係る問題について）

黒川議長：関戸議員から陳謝があり、財務常任委員会委員長から辞任という形を取られたのだが、12月17日の全員協議会において、平成28年当時の行為について、各議員からの意見、選挙管理委員会の見解が示された中で、その当時の行為について態度を保留されたままとなっている。他の議員からも関戸議員が見解を示すべきと意見をいただいている。この点について、協議をお願いしたい。

堀委員長：議長の発言について、関戸議員から回答がありましたらお願いしたい。

関戸委員：本当に申し訳なく思う。当時は寄附行為となるかどうかわからなかった。実際に当時は寄附ではないと思っていた。非常に申し訳ないと思い反省している。

黒川議長：現在の考えとして、公職選挙法上の寄附行為であったと認めるのか。

関戸委員：勉強中で問題があるかどうかわかっていない。時間が経過して申し訳ない。まだ県議会議員などに相談しているところである。寄附行為で

あるか否かには至っていない。寄附行為では無かったと思っている。

黒川議長：確認であるが、寄附行為と思っていないという現在の考えと捉えて良いか。

関戸委員：そのとおりである。ただし紛らわしい行為であったと認識している。申し訳ない。

堀委員長：保留してあったが、寄附行為とは思っていないという見解である。

木村副委員長：選挙管理委員会事務局からも不適切との説明もあったが、議員本人が不適切でないという見解はあまりに傲慢でないかと考える。政治家として間違っていると思うので、認めて反省すべきと考える。

堀委員長：陳謝と言われたが、法違反を認めて陳謝されたわけではなく、議會を混乱させた、時間を取らせたということに対する陳謝であったと解釈している。財務委員長の辞任は、法違反を認めて謝罪して辞任したわけではないと解釈している。他の議員は法違反を認めた上での辞任であったと解釈しているのか。

鈴木委員：あの場を混乱させたという意味での陳謝であったと思う。寄附行為ではないと考えられているという根拠を知りたい。

関戸委員：難しい。

堀委員長：根拠が無いので無理である。他に委員から発言が無ければ、この件は閉じたいと考えるがどうか。

各委員：(特になし)

堀委員長：この件はこれにて終わる。

(行政視察対応後の議員の行動について)

黒川議長：1月23日午後1時30分から越前市議会の行政視察があった。

視察終了後に議場見学があり、越前市議会の皆さん、私も含めた各議員が8階の議場へ移動した。その際に宮川議員は視察での説明用に使用したパソコンの片付けがあり7階の委員会室に残って片付けをしていたところ、伊藤議員が会議室へやってきて、視察で提供したお茶(ペットボトル)のうち、手つかずに残っていた物を何本か自身のバックに入れて持ち帰ったということを宮川議員が現認されている。また1月16日の岡山県備前市議会の行政視察の際にも同様の行為を行い、この際には櫻井議員が現認している。このような報告が議長の元にあり、1月24日の所沢市議会の行政視察終了後に直接議員本人から話を聞こうとしたが帰られた後であった。そこで伊藤議員の所属する会派長の梅村議員に伝え、注意を願いたいと話をした。その翌日の1月25日午前には正副議長は在庁していたが、伊藤議

員は議会事務局へペットボトル5本を返すとして渡し帰っていったとのことであった。事の真実は何なのか、どうしてそのような行為に及んだのか、最近始まったことではなく、以前から行っていたのか、議員本人から直接説明いただきたく、この件を協議願いたい。

堀委員長：伊藤議員説明を願う。

伊藤議員：視察の後に残っているのは幾つかいただいたのは事実である。そして返らせていただいた。以上です。

堀委員長：備前市議会の際はどうか。

堀委員長：1月23日の越前市議会の行政視察の際は5本を持って帰られ、5本を返したということで良いか。

伊藤議員：そのとおりである。5本持って帰り、5本返した。

堀委員長：16日の備前市議会の視察の際はどうか。

伊藤議員：記憶にない。

堀委員長：記憶にない、櫻井議員が。

伊藤議員：隣に議員が座っていたかもしれないが、了解を得てもらったかもしれない。いずれにしても今後は気を付けます。ご無礼しました。

堀委員長：事実確認がずれている。

（櫻井議員に出席を要請するため休憩）

堀委員長：会議を再開します。伊藤議員は、1月16日備前市議会の行政視察時のお茶の持ち去りは無いという発言をされた。先程、議長は櫻井議員が現認したと発言された。食い違っているため、櫻井議員から確認したい。

櫻井議員：私は1月16日岡山県備前市議会行政視察に出席した。視察終了後、私は伊藤議員がペットボトルを持ち出したのを目撃した。しかし本人が違うと言われるのであれば違うのか。ただ私は1月16日に目撃した。この取扱いに関しては、議員という立場上、一般の方に比べれば、高い倫理観を求められる職業である。事実として私は見たが、私としては温情なるものかと考える。

堀委員長：私としては公私混同ではなく、忌々しき事態と捉える。お茶は公費で購入している。各委員にお尋ねする。これが職員であったらどう思われるか。処分と考える。櫻井議員から温情という発言もあったが、公私混同と犯罪性があるとして議論したい。

鈴木委員：この2回だけなのか、他にもあるのか、終了後は事務局が片付けを行うので、状況がわかるのでないか。事務局の意見も聞きたい。

堀委員長：お茶の購入数や余っているものの管理など事務局の意見を聞きたい。

議会事務局長：視察終了後にどの方がお茶を持ち帰られて、どの方が置いてかれてというのは把握できない。大抵の場合、視察後に議場見学をされるので、視察に来られた市議会が帰られた後に片付けに入る。開封せずに置いてかれた物は保管し次回の利用としている。

鈴木委員：誰が持っていくという確認はしていないか。

議会事務局長：視察が終了したならば、事務局は先に議場へ向かうので、その時に委員会室には多くの議員が残っているので、誰が持ち帰るのか、誰が置いていくのかまではわからない。その間に何があったかまでは把握しきれない。

鈴木議員：荷物を置いて議場へ向かわれるので、荷物の管理も含め、誰が残っていると思うがどうか。

議会事務局統括主査：委員会室出入口の外で待機している。

黒川議長：１月１６日は開封前のお茶は一つも無かった。通常は何本か残っているはずだが。１月１６日備前市議会の行政視察終了後に開封前のペットボトルは残っていなかったと聞いている。

堀委員長：議長の発言、先程の櫻井議員の発言からすると、こちらの方が確証高い。伊藤議員どうですか。

伊藤議員：持ち出してはいない。

堀委員長：なぜ２３日はお茶を持ち出したのか。

伊藤議員：２３日の行政視察はお茶が多く残され、勿体ないという気持ちからである。

堀委員長：１６日は同じようなことをしていないか。

伊藤議員：していない。

堀委員長：１６日もお茶は残っていたわけであるから、同様に感じたのではないか。それはおかしい。それでは委員会を納得させる理由にはならない。見たという発言、実際にペットボトルも残っていない。議員は持ち帰っていないというが、これらの発言、そして２３日はペットボトルを持ち帰っている。どうですか。

伊藤議員：知りません。

傍聴者：開封したか否かなんて分からない。開封したかどうか分からない物をまた使うのか。議会は使い回ししているのか。一度提供して残った物は廃棄ではないか。廃棄物を持っていても問題ない考える。お茶を使い回す時点で失礼ではないか。

堀委員長：新品であることは確認している。

傍聴者：どうやって確認しているか。

堀委員長：キャップが回っているか否かの確認である。視察後に回収して、新品であれば保管するという形である。

傍聴者：一度提供したものを残ったからといって回収してまた使うというのはいかななものかと考える。

堀委員長：市の考え方は違うと考える。税金から購入した物を出来る限り活用する....

伊藤議員：残っていた物は勿体ないという気持ちが先にあり持ち帰った。これが事実で、後で返したのも事実である。一度配られた物なので、回収するのもどうかと考える。

大野副議長：私は16日の視察は欠席していたのだが、夕方に櫻井議員から報告を受けていた。まさかと思い、私のところで止めていた。もう一度同様のことがあったと聞き、議長へ報告した。なかったなんてことはない。16日もあった。報告をもらっている。

堀委員長：これらの発言を総合的に判断して各委員がどう思われているか分からないが、決めつけることも出来ないし、ここで裁くことも出来ない。どのような手続きを踏むべきか。

木村副委員長：恥ずべき案件と捉えている。23日のお茶の持ち帰りは伊藤議員も認めているところである。これに対し、議長から厳重注意するのか、他の場で陳謝するのか、といったところではないか。

伊藤議員：陳謝であるならば、この場で陳謝申し上げる。申し訳ありませんでした。

木村副委員長：議運の場で陳謝するのも一つの手立てではあるかと思う。

鈴木委員：これは議会の問題であるが、市の職員が同様のことを行ったら、どのような責任を負わされるか。陳謝がそれと比較して妥当ならば良いかと考える。後々に職員に波及したときに、そういうことも検討すべきではないか。

鬼頭委員：委員会での方向性に合わせたい。全員協議会での陳謝なのか、それ以上のことはすべきことではないかと考える。反省もしているようだ。

堀委員長：それが職員から見れば甘いと指摘されるのではという議論である。職員の場合は確実に懲戒審査委員会で諮られるわけである。議会は議運で謝罪して終わりかということである。職員よりも倫理を求められる議員と比較したときに妥当かということである。他の委員に合わせるといえるのはいかななものかと考える。

関戸委員：木村副委員長の意見と同様である。議長の判断あるいは謝罪である。

木村副委員長：このような案件の場合は、懲戒審査委員会ではどのような処分を妥当と判断するのか。

堀委員長：それは分からない。同様の案件でも常習的なものか一時的なものか分析もしないといけない。

木村副委員長：知り得る事実のみで判断しないといけない。

傍聴者：こんなことで懲罰の処分を受けるのか。倉庫のお茶を勝手に持ち帰ったならば致し方ない。一度提供されたものを所有権放棄したもの。それを飲んで処分になるのであれば、怖くて何も出来ませんよ。

堀委員長：提供したお茶の所有権がどこに帰属するか。公の場で出されたものは市のものである。

傍聴者：事務局に返還しなくてはならない物を持ち帰ってしまった。そして櫻井議員が16日に目撃して議論になっているが、なぜ目撃したときに声かけしなかったのか。後で、こういう場で持ち去りがあったと裁く、これはおかしくないか。櫻井議員や宮川議員がそこで注意したならば、そこで終わりではなかったのか。現に宮川議員が目撃した際には、現に伊藤議員はペットボトルを5本返却している。更に言えば、その5本のペットボトルについて、キャップが閉まっていたか、緩んでいたかを確認したのか。

堀委員長：議事録作成に影響が出る。発言するときは挙手するように。

傍聴者：お茶のキャップが開いているか閉まっているかをどう確認するか分からない。

堀委員長：事務局に確認する。残っていたものを次に使うときは新品かどうかを確認しているか。

議会事務局統括主査：はい。

傍聴者：以前にペットボトルのお茶に紙コップを被せて出すことを注意したことがあるが、ペットボトルのキャップをひねって提供すれば良いのではないか。そうすれば問題無いのではないか。

傍聴者2：一言いわせていただく。この委員会は公開の場として市民に傍聴を許している。こういう場はルールもある。委員長の取り回しもある。

傍聴者：私は委員長の許可を得て発言している。

傍聴者2：止められていることもあるし、容認されていることもある。

堀委員長：委員長の取り回しで、傍聴者の方に発言いただく時間は制約しながら進めなくてはならないが、至らぬところもあった。仕切り直しさせていただく。他の委員、傍聴者の意見は意見として、お茶は市の予算で購入して市に帰属することを前提に協議を進めたい。

鈴木委員：残った物を持ち去るということは、窃盗に当たるという認識で良

いか。

堀委員長：当たるおそれがあると考える。

鈴木委員：それを基に考えれば良いか。もう一点、16日の件は否定され、23日の件は認めているが、16日も認めれば常習ということになるが、他にも有るのか、無いのかも重要な点と考えるがどうか。更に伊藤議員は政治倫理審査会の会長でもある。最もモラルを重要視しなければならない立場にもある。そういう立場の議員が謝罪のみで良いのかということも検討しなければならないと考える。

木村副委員長：様々な意見をいただいたが、私としては然るべき場での陳謝と議長からの厳重注意を行うという処分が良いと考える。

堀委員長：議運は裁くことを決める場では無い。それは政治倫理審査会や然るべき機関があって、5人で決めるというのは良くない。議会運営委員会と政治倫理審査会には役割があって、所管を整理して判断するべきと考えるがどうか。

木村副委員長：政治倫理の所管がどこまでなのか。本人も事実として認めていることは、23日の視察の際にペットボトルを5本持ち帰ったということ、そして後日返したということ。そこで判断するならば、本人がどう決着したいのか表明してもらって、それを良しとするかということと考えるがどうか。議長一人に一任するのも申し訳ないがそういう方法もある。初めて聞かされて、議長からの厳重注意と考えていた。

大野副議長：各会派に持ち帰るということでどうか。

各委員：「それで良い。」という声有り。

堀委員長：各会派に持ち帰るということでお願いします。

10 その他

特になし。